

令和元年度 奈良市市民参画及び協働による
まちづくり条例の一部改正等関連資料

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正等の方針について

1 方針

現在、地域コミュニティの再生のため、おおむね小学校区ごとに、地域住民や地域の各種団体が一つのテーブルにつき、地域の課題やまちづくりへの思いを地域全体で共有し、総力を結集して課題の解決をめざす新しい仕組みである「地域自治協議会」の創設を進めており、市として、より一層地域自治協議会の取組を推進するため、平成21年度に制定した奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例に地域自治協議会に係る規定を追加するための改正を行う。

また、地域自治協議会の設置及び運営等については、別途規則を定める。

なお、条例改正案骨子については、パブリックコメントを実施し、市民への周知と意見募集を行う。

2 条例及び規則の概要

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（一部改正）

➤ 条例第2条（定義）に地域自治協議会の定義を追加する。

(8) 地域自治協議会

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

➤ 条例第8条の2として地域自治協議会の役割に係る規定を追加する。

第8条の2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民等に開かれた取組を行わなければならない。

3 前2項の他、地域自治協議会の設置及び運営に関する事項は、規則で定めるものとする。

・上記の規定の追加に伴う所要の改正を行う。

奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則（新規制定）

既に制定している「奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱」を廃止し、規則として改めて制定する。なお、規則とするにあたり、条例に明記されている条項は省くとともに、以下の条項を追加した上で制定する。

- 地域自治協議会認定申請書の添付書類に、「暴力団排除に関する誓約書」を追加する。
- 認定の取消し要件に、次のただし書きを追加する。

第7条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、協議会の認定後に地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会または自主防災防犯組織が解散し、協議会がその機能を引き継いだ場合は、この限りでない。

- 地域自治協議会の組織及び運営に係る規定を追加する。

第9条 協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を定めるとともに、意思決定を行うための機関を設置すること。
- (2) 協議会の会議が原則として公開されていること。
- (3) より効果的な取組の実現のために、区域内での情報共有や連絡調整を積極的に行うこと。

- 市の責務に係る規定を追加する。

第10条 市は、第5条の規定により認定を受けた協議会に対し、次に掲げる支援その他の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 協議会と市民、市民公益活動団体等の十分な連携及び協働が図られるよう調整に努めること。
- (2) 協議会から意見若しくは要望の提出又は施策の提案があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させること。
- (3) 協議会に関し必要な情報の提供を行うこと。

3 関係条例等の改正

条例改正に伴い、関連要綱について必要な改正を行う。

- 奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱（地域自治協議会の設置根拠の変更に伴う改正）
- 地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱（地域自治協議会の設置根拠の変更に伴う改正）

4 パブリックコメントの期間

令和元年9月2日（月）～9月30日（月）（予定）

5 条例案の提出

令和元年12月議会にて条例案を提出する。

○奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例改正（案）

平成21年6月25日条例第34号

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの基本理念等（第3条・第4条）

第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条—第9条）

第4章 市民公益活動の推進（第10条—第12条）

第5章 市政への参画及び市との協働（第13条—第17条）

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（第18条）

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置（第19条）

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置（第20条）

第9章 条例の検討（第21条）

附則

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切にし、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を發揮することが必要です。

これから奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校、**地域自治協議会**及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び**地域自**

治協議会が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、**地域自治協議会**及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 市民公益活動 市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (7) 市民公益活動団体 地域自治組織(自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。

- (8) 地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に運営し、地域づく

りを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

第2章 まちづくりの基本理念等

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) **全て**の人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

(まちづくりの基本原則)

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのつとて、市民参画及び協働によらなければならない。

- (1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、**地域自治協議会**及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、**地域自治協議会**及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校、**地域自治協議会**及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校、**地域自治協議会**及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校、**地域自治協議会**及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

(地域自治協議会の役割)

第8条の2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民等に開かれた取組を行わなければならない。

3 前2項の他、地域自治協議会の設置及び運営に関する事項は、規則で定めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者、学校**及び地域自治協議会**とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、市民公益活動団体、事業者**及び地域自治協議会**が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。

3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。

4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

第4章 市民公益活動の推進

(情報の収集及び共有)

第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校**及び地域自治協議会**が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、**地域自治協議会**及び市は、互いに市民参画及び協働

によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(拠点施設の機能の充実)

第12条 市は、市民公益活動を活性化させるため、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

第5章 市政への参画及び市との協働

(市政への参画の機会等)

第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の全てにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(市民参加の方法及び実施)

第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取り

まとめて公表するものとする。

4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第15条 市は、情報公開条例第29条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

(審議会等の委員の選任)

第16条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第17条 市は、市民公益活動団体**及び地域自治協議会**が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

(市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

第18条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、推進計画に基づき講じる施策の実施計画及び実施状況を公表しなければならない。

4 市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直さなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聞くものとする。

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第19条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)

第20条 第18条第4項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必要に応じて市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 条例の検討

(条例の検討)

第21条 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|------------------------|------------|
| 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の委員 | 日額 10,000円 |
|------------------------|------------|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号）第8条の2第3項の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の要件）

第2条 協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) おおむね小学校区を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- (2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）で組織され、本市に届出済みの自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- (3) 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他多様な主体（以下これらを「市民等」という。）で構成されていること。
- (4) 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参画できること。
- (5) 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画（以下「地域自治計画」という。）が策定されていること。
- (6) 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

（認定の申請）

第3条 協議会の代表者（以下「代表者」という。）は、認定を受けようとするときは、奈良市地域自治協議会認定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を記載した規約

ア 名称

イ 設立の目的

ウ 事務所の所在地

エ 活動の内容

オ 区域

カ 構成員に関する事項

キ 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項

- ク 議決機関及び執行機関に関する事項
- ケ 地域自治計画に関する事項
- コ 会計に関する事項
- サ 監査に関する事項
- シ 規約の変更に関する事項
- ス その他活動の実施に必要な事項

- (2) 認定の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 協議会の役員の氏名及び参加団体の名称を記載したもの
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式）
- (5) 組織図
- (6) 地域自治計画
- (7) 区域を示す図面
- (8) 当該年度の事業計画及び予算書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（協議会認定への支援）

第4条 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、必要な支援を行うことができる。

2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条の規定による申請をしようとする者に對し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

（認定等）

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定するときは奈良市地域自治協議会認定通知書（別記第3号様式）により、認定しないときは奈良市地域自治協議会不認定通知書（別記第4号様式）により代表者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 代表者は、第3条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。

（認定の取消し）

第7条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、協議会の認定後に地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会または自主防災防犯組織が解散し、協議会がその機能を引き継いだ場合は、この限りでない。
- (2) 協議会としての活動実態がなく、再開の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) 運営に関し不正な行為があったと認められるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書（別記第6号様式）により代表者に通知するものとする。

（解散に伴う届出）

第8条 代表者は、協議会を解散しようとするときは、解散する日の30日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書（別記第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（組織及び運営）

第9条 協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を定めるとともに、意思決定を行うための機関を設置すること。
- (2) 協議会の会議が原則として公開されていること。
- (3) より効果的な取組の実現のために、区域内での情報共有や連絡調整を積極的に行うこと。

（市の責務）

第10条 市は、第5条の規定により認定を受けた協議会に対し、次に掲げる支援その他必要な措置を講じるものとする。

- (1) 協議会と市民、市民公益活動団体等の十分な連携及び協働が図られるよう調整に努めること。
- (2) 協議会から意見若しくは要望の提出又は施策の提案があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させること。
- (3) 協議会に関し必要な情報の提供を行うこと。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱（平成29年奈良市告示第168号）の規定により認定を受けた協議会については、施行日において、この規則により認定されたものとみなす。

別記

第1号様式（第3条関係）

奈良市地域自治協議会認定申請書

年　月　日

(宛先) 奈良市長

申請者　住　所

団体の名称

代表者の氏名

印

地域自治協議会の認定を受けたいので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 団体の設立年月日

2 添付書類

- (1) 規約
- (2) 認定の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 協議会の役員の氏名及び参加団体の名称を記載したもの
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式）
- (5) 組織図
- (6) 地域自治計画
- (7) 区域を示す図面
- (8) 当該年度の事業計画及び予算書
- (9) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年　月　日

(宛先) 奈良市長

届出者　住　所

団体の名称

代表者の氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、奈良県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を奈良市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1　自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不當に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

第3号様式（第5条関係）

奈良市地域自治協議会認定通知書

年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり認定します。
たので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第5条の規定により通知します。

1 地域自治協議会の名称

2 認定年月日

年 月 日

第4号様式（第5条関係）

奈良市地域自治協議会不認定通知書

年　月　日

様

奈　良　市　長　印

年　月　日付けで申請のあったことについては、次の理由により認定できないので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第5条の規定により通知します。

(理由)

第5号様式（第6条関係）

奈良市地域自治協議会変更届出書

年　月　日

(宛先) 奈良市長

届出者　住　所

団体の名称

代表者の氏名

印

地域自治協議会の認定に係る事項を変更したので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

| 認定の内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------|-----|-----|-------|
| | | | 年　月　日 |
| | | | 年　月　日 |
| | | | 年　月　日 |
| | | | 年　月　日 |

(注) 変更の内容が確認できる書類を添付すること。

第6号様式（第7条関係）

奈良市地域自治協議会認定取消通知書

年　月　日

様

奈　良　市　長　印

年　月　日付けで通知の地域自治協議会の認定については、次のとおり取り消したので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第7条第2項の規定により通知します。

1 地域自治協議会の名称

2 認定を取り消した年月日

年　月　日

3 取消しの理由

第7号様式（第8条関係）

奈良市地域自治協議会解散届出書

年　月　日

(宛先) 奈良市長

届出者　住　所

団体の名称

代表者の氏名

印

地域自治協議会を解散したので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地域自治協議会の名称

2 解散年月日

年　月　日

奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の設置及び認定等に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協議会」とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体（以下これらを「市民等」という。）が一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織であって、第7条の規定により市長が認定したものをいう。

(設置)

第3条 市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定（以下「認定」という。）を受けて協議会を設置することができる。

2 協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) おおむね小学校区を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- (2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）で組織され、本市に届出済みの自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- (3) 区域に居住し、又は活動する市民等で構成されていること。
- (4) 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参画できること。
- (5) 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画（以下「地域自治計画」という。）が策定されていること。
- (6) 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

(運営)

第4条 協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 民主的で透明性が確保された運営がされていること。
- (2) 市民等に開かれた取組を行うこと。
- (3) 組織及び運営の基本となる事項を定めた規約（以下「規約」という。）を有すること。
- (4) 規約に協議会の意思決定に係る事項が定められていること。
- (5) 協議会の会議が原則として公開されていること。

2 協議会は、区域内での情報共有や連絡調整を積極的に図るよう努めるものとする。

(認定の申請)

第5条 協議会の代表者（以下「代表者」という。）は、認定を受けようとするときは、奈良市地域自治協議会認定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を記載した規約

- ア 名称
- イ 設立の目的
- ウ 事務所の所在地
- エ 活動の内容
- オ 区域
- カ 構成員に関する事項
- キ 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項
- ク 議決機関及び執行機関に関する事項
- ケ 地域自治計画に関する事項
- コ 会計に関する事項
- サ 監査に関する事項
- シ 規約の変更に関する事項
- ス その他活動の実施に必要な事項

(2) 認定の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

(3) 協議会の役員の氏名及び参加団体の名称を記載したもの

(4) 組織図

(5) 地域自治計画

(6) 区域を示す図面

(7) 当該年度の事業計画及び予算書

(8) その他市長が必要と認める書類

(協議会認定への支援)

第6条 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、必要な支援を行うことができる。

2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

(認定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定するときは奈良市地域自治協議会認定通知書（別記第2号様式）により、認定しないときは奈良市地域自治協議会不認定通知書（別記第3号様式）により代表者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 代表者は、第5条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる

きる。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 協議会としての活動実態がなく、再開の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) 運営に関し不正な行為があったと認められるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書（別記第5号様式）により代表者に通知するものとする。

（解散に伴う届出）

第10条 代表者は、協議会を解散しようとするときは、解散する日の30日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（別紙様式省略）

奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図るため、地域自治協議会（奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱（平成30年奈良市告示第168号）第2条に規定する協議会（以下「協議会」という。）をいう。）の設立に係る経費に対し、同要綱第6条第1項の規定により予算の範囲内で奈良市地域自治協議会準備交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができる者は、協議会を設立するために組織された地域自治協議会準備会（以下「準備会」という。）とする。

2 準備会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) おおむね小学校区を区域とし、原則として当該区域が他の協議会又は他の自治連合会の区域と重複しないこと。
- (2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）で活動する各種団体が協議会の設立に対して理解があること。
- (3) 協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。
- (4) 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体で構成されていること。
- (5) 区域の住民の誰もが希望すれば準備会の活動に参画できること。
- (6) 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付を受けることができる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の設立準備
- (2) 地域自治計画の策定
- (3) その他市長が必要と認める事業

2 交付金の交付は1地区につき1回限りとする。

(交付対象経費及び交付金の額)

第4条 対象事業に要する経費のうち交際費及び慶弔費並びに懇親会等に係るものは、交付金の交付の対象としない。

2 交付金の額は、300,000円を限度とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする準備会は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 準備会の役員の氏名及び参加団体の名称を記載したもの
- (5) 区域を示す図面
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付金の概算払)

第6条 市長は、交付金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。この場合においては、交付金の実績報告により交付金の額が確定した後で交付金の精算を行うものとする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 交付金の交付を受けた準備会は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業に関する支出を証明する書類
- (2) 地域自治計画の策定に関する資料
- (3) 対象事業に係る会議録、現場写真及び広報紙等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正骨子（案）」 に対する意見募集要項

奈良市では、現在、地域コミュニティの再生のため、おおむね小学校区ごとに、地域住民や地域の各種団体が一つのテーブルにつき、地域の課題やまちづくりへの思いを地域全体で共有し、総力を結集して課題の解決をめざす新しい仕組みである「地域自治協議会」の創設を進めております。

市として、より一層地域自治協議会の取組を推進するため、平成21年度に制定した奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例に地域自治協議会に係る規定を追加することを検討しており、この度「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正骨子（案）」がまとまりましたので、市民の皆様等から広くご意見を募集します。

1 公表する条例改正骨子（案）

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正骨子（案）」

2 公表の方法

地域づくり推進課（市役所 北棟4階）、総務課（市役所 北棟5階）、出張所（西部、東部、北部）及び行政センター（月ヶ瀬、都祁）で公開します（意見募集の期間内の午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日、祝日は除きます。）。なお、市のホームページ（<http://www.city.nara.lg.jp>）でも閲覧できます。

3 意見募集の期間

令和元年9月2日（月）から令和元年9月30日（月）まで（必着）

4 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5 意見の提出方法

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正骨子（案）に対する意見」と明記の上、次の項目を記載した書面を、市役所 地域づくり推進課へ郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

様式は自由ですが、別紙「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正骨子（案）に対する意見提出用紙」に記入の上、提出していただくことができます。

（1）提出される方に関する事項

- ・氏名、住所、郵便番号、電話番号（団体の場合は、所在地、団体名、代表

者及び担当者の氏名、電話番号を記載)

- ・上記「4 意見を提出できる個人及び団体」(1)～(5)のうち該当する区分

(2) 意見の内容

- ・意見の対象箇所がわかるように、条例の条項、該当ページ、該当箇所を明記してください。
- ・意見の内容は日本語で記載してください。

なお、意見の提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- ・電話等口頭による意見、匿名によるご意見は受付できません。
- ・電子メールによる提出の場合は、件名に「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正（案）に対する意見」と入力し、テキスト形式でメール本文に記載して送付してください。ファイルの添付はしないでください。
- ・提出された原稿等は、返還できません。

また、「(1) 提出される方に関する事項」は、必要に応じてご意見の具体的な内容について確認をさせていただく場合のためにご記入いただくものであり、公表はしません。

6 意見の取扱い

- ・提出された主な意見の要点を整理したうえで、それに対する市の考え方、並びに案を修正した場合はその内容及び理由を公表します。
- ・意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
- ・意見を提出された方への個別の回答は行いません。
- ・意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。なお、意見を提出された個人に関する情報は公表しません。

7 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 市民部 地域づくり推進課 (北棟4階)

電話 0742-34-4869 (直通)

ファクシミリ 0742-34-4731

電子メール chiikidukurisuishin@city.nara.lg.jp

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

(平成 21 年奈良市条例第 34 号)の一部改正骨子(案)

記

条例を次のとおり改正するものとする。

- 条例第 2 条（定義）に地域自治協議会の定義を追加する。

(8) 地域自治協議会

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

- 条例第 8 条の 2 として地域自治協議会の役割に係る規定を追加する。

第 8 条の 2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民等に開かれた取組を行わなければならない。
- 3 前 2 項の他、地域自治協議会の設置及び運営に関する事項は、規則で定めるものとする。

- 上記の規定の追加に伴う所要の改正を行う。